

# 平成 24 年度臨時理事会

## 議案書

議決期間：平成 24 年 10 月 18 日～10 月 31 日

開催方法：電子メール\*

議案：次期選挙管理委員の選出

選挙管理委員会規程 第 2 条 1「選挙管理委員会は理事会で承認された 3 名からなる委員会をもって組織する。」 2「選挙管理委員会は正会員の中から会長が委嘱する。」にもとづき以下 3 名の候補者についての承認をもとめる。

選挙管理委員の任期 平成 24 年 12 月 1 日～平成 26 年 11 月 30 日

選挙管理委員候補者 3 名

小森行也	(独)土木研究所
清家伸康	(独)農業環境技術研究所
中島大介	(独)国立環境研究所

以上

\* 定款第 42 条「理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。」